

こんな質問をしました

池田章子



1. 要介護者の選挙権の保障について

1. 要介護者の選挙権の保障について
2. 障がい者雇用促進及び差別解消の推進と長崎市職員採用について
3. 教育行政について
 - ①包括管理業務委託の課題
 - ②小中学校の特別教室への空調設備整備
4. 「被爆体験者」問題の根本的解決について

池田 Q1：要介護者の投票権の保障について、最初に質問してから約 4 年、今年 7 月の参院選からやっと「要介護 4」の方を対象に投票所へのタクシーの「移動費」助成が始まった。この制度を実際に利用した人数とその経費は？

選管長 A1：今年の参院選から試行的に要介護 4の方を対象に自宅から投票所までのタクシー料金を助成し、投票機会を確保できるよう制度化した。選挙前にはすべての要介護 4の方と介護事業者に周知を図り、通常のタクシーだけでなく介護タクシーの利用もできるようにした。また投票日当日だけでなく、期日前投票でも利用できるようにしたが、利用者は 7 名、かかった経費は 2 万 7 千 980 円だった。



市の当初予算（計画） → 参院選実績

- 要介護 4 の対象者： 約 3,600 人
- 市の予測利用人数： 300 人→7 人(2.3%)
- 一人当たりのタクシー代： 6,000 円
- 予算：6,000 円×300 人=180 万円→2.8 万円

池田 Q2：執行率が低いのは対象者を要介護 4 に絞ったことに問題があるのではないかと。要介護 4の方々の 4 割は施設に入所している。介護の専門家の知人も「タクシーが無料で利用できて投票が困難な人がほとんど。この制度を必要としているのは要介護 1、要介護 2 や要支援の人たち」と言っている。対象をせめて要介護 1 まで拡大すべきではないか。

選管長 A2：今後も利用者や事業者のお声を聴いて利用しやすい仕組みづくりに努める。また郵便投票の要介護 4、要介護 3の方々への拡大も国に求めている。



池田 Q3：私は「憲法に保障された選挙権を行使したいのに投票所に行けない」という市民のみなさんを何とかしたいと思って質問した。せっかく制度はできたのに、必要としている人が対象になっていないのが問題だ。他都市では障がい者と要介護者すべてを対象としている自治体や 70 歳以上の高齢者と免許返納者を対象としている自治体もある。長崎市の対象も広げるべきではないか。

選管長 A3：今回の参院選挙と来年の知事選挙の結果を分析・検証して検討していきたいと考えている。

池田 Q4：2 年前の質問で対象拡大を求めた時、「『試行的に』介護 4 を対象とし、制度を運用して出てきた課題解決について対象拡大も含めて検討する」と答弁したではないか。利用者わずか 2.3%、予算執行率 1.6%のこの事業をこのまま続けていいはずがない。来年の知事選から対象を広げるべきだ。

選管長 A4：来年の知事選を踏まえて検討する。

池田 5：今回こんな結果が出ているのに、このまま続けていくのは行政の在り方として問題がある。憲法に保障された大事な権利を行使できるよう、来年の知事選という身近な選挙から見直すよう求める。



2. 障がい者雇用促進及 差別の解消と長崎市 職員採用について

池田 Q6：6 月議会で、長崎市の職員採用の、正規雇用及び正規雇用に通が開ける会計年度任用職員の障がい者枠の対象が「身体障がい者」だけに限定され、「精神障がい者」「知的障がい者」を排除しているのは法の趣旨に反する差別なので 8 月の採用から障害種別を限定するのをやめるよう求めた。しかし市は障害種別を限定するのは差別にあたらないとした上で環境が整っていないことを理由に、8 月の採用について見直すという答弁はなかった。ところが 8 月 8 日に始まった職員採用から、「精神障がい者」と「知的障がい者」の障がい者枠の受験が可能となった。差別的取り扱いが是正されてホッとしているが、6 月議会で受け入れなかったことを急転直下受け入れることにしたのはなぜか。

市長 A6：議員からの指摘や「障害者雇用促進法」の趣旨についての労働局からの助言を踏まえ、障がい者雇用の在り方について検討し見直しを行った。6 月時点では、環境が十分に整っていないと考えていたが労働局からまずは門戸を広げるべきとの助言を受け、今年度から障がい者枠及び会計年度任用職員の正規職員登用枠の採用試験からすべての障がい者を募集の対象とするよう見直した。業務内容の整理や支援体制の充実など職場環境の整備に努める。

池田 Q7 : 6 月議会で部長は「厚労省の Q&A に障害種別を限定して募集を行うことは法が禁止する差別に該当しないと示されている」と答弁したがこれは間違いではないか。いまはネットで情報が拡散するので議事録に間違った情報が載っているのは誤解を招きやすいので確認する。

総務部長 A7 : Q&A の前段の部分に記載されているところを答弁した。

池田 Q8 : その後段に「障害種別を限定しての募集採用はいけない」と書いてある。Q&A の文章は障害種別を限定してはいけないという趣旨だ。それなのに一部だけを切り取って逆の意味になる答弁をしているのか。

総務部長 A8 : 前段だけ読んでしまったことは深く反省する。

池田 Q9 : 6 月に部長は「障害種別の限定は法の趣旨に反しない」と言ったが、2018 年の厚労省の通知には「特定の障害種別に応募者を限定して募集採用を行うことは法の趣旨に反する」とある。市は厚労省と同じ考えか。

総務部長 A9 : 前回そのような指摘を受けて、労働局にも確認をとって、法の趣旨に反すると考え、そこは訂正をして、今回見直しを行った。

池田 Q10 : 厚労省の Q&A に「障害種別を限定した募集採用をしてはいけない」と書かれて 10 年が経つ。この間長崎市は「精神障がい者」と「知的障がい者」の受験機会を奪ってきた。私が相談を受けた方に 8 月の採用から障害種別の限定がなくなったことを伝えたら「年齢制限に引っかかってしまって受験できなくなった」と言われた。市の責任は重いと思うがいかがか。

副市長 A10 : 障がい者雇用について、法や制度の改正に合わせた取組を十分に行ってこなかったことは申し訳ないと思っている。8 月の採用試験から見直したが年齢制限については今後の見直しの中で検討していきたいと考えている。

池田 Q11 : 何らかの救済措置をお願いします。6 月議会で市は、「身体障がい者」以外を排除する理由として「環境が整っていない」ことを挙げた。障がいの特性に応じた業務内容と量の整理、周りの職員のサポート・支援体制の構築などの環境整備が 3 月までに整うめどが立ったということか。



総務部長 A11：これまでの推進体制を拡充すれば対応できていると思っている。6月の時点で「ハードルが高い」と言っていたことは反省する。



池田 12：6月議会を傍聴に来てくれた元教職員の仲間が「教え子は『身体障がい者』で市職員として働いていたが續かなかった」と教えてくれた。これまで採用され「身体障がい者」も働けられる環境が整っていない状況があったということだ。多様な職員がお互い理解を深め働き続けられるような環境整備に力を入れてほしい。それが長崎市職員チームの強みとなり市民サービスの向上にもつながる。募集案内にも、試験の際に市ができる合理的配慮の具体例を明示することも求める。



池田 Q13：4月に「包括管理業務委託」が導入されて5カ月がたったが、学校現場から「電話をする」とすぐに包括の人が見には来てくれるが対応が遅い」という声が届いている。ある小学校では職員室のエアコンの修理にひと月かかった。この猛暑の中エアコンのない状況での勤務となった。別の小学校の給食のリフトは6月に故障し1学期中は直らなかった。「速やかに対応する」のではなかったのか。

★包括管理業務委託とは

これまで施設の修繕等は各学校で発注してましたが今年度から、学校庁務、施設点検、修繕業務を一括して民間事業者(包括事業者)に委託。学校から連絡があると包括が確認し修繕業者等を手配する仕組みになりました。

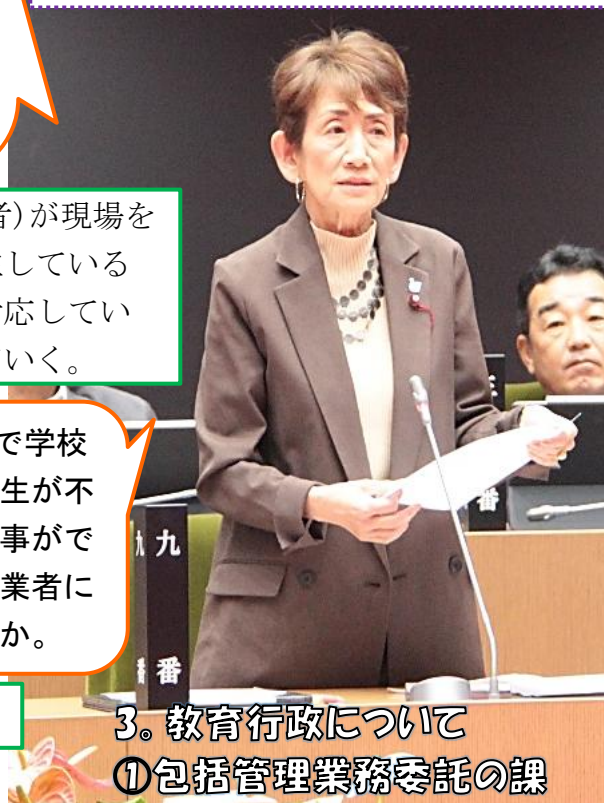
財務部長 A13：学校から連絡を受けたら包括(事業者)が現場を確認し、見積もり合わせを行い、業者に修繕を発注しているが、修繕の事案が多い場合には優先順位をつけて対応している。修繕の遅れについては原因を把握して改善していく。

池田 Q15：見積もり業者がばらばらに学校に来るので学校が対応に追われている。修繕の説明をする事務の先生が不在の時に来た業者が受注したものの、仕様通りに工事ができず追加工事が必要になった学校もある。見積もり業者に時間を調整して学校に来てもらうことはできないのか。

財務部長 A15：見直しを検討していきたい。

3. 教育行政について

①包括管理業務委託の課





池田 Q16：修理の優先順位の考え方について、学校と包括の間に差があると学校現場が言っている。この(下写真)小学校は床の「ささくれ」で、雑巾がけや尻もちをついた時、けがをする子どもが多いという。この学校にとっては「ささくれ」の修理は優先順位が高いが包括にとっては低いので修理してもらえず、教職員が養生テープで応急措置をしている。学校のニーズと包括の優先順位とのずれを、どうやって埋めるのか。現場の判断が優先されないと子どもの安全は守れないのではないか。



財務部長 A16：子どもの安全をまず優先させることが必要だ。学校にアンケートもとっている。改善のための見直しを行っていく。

池田 17：これまでは各学校に修繕予算が配当されて、校内で優先順位をつけて、予算が足りないところは来年に回したり、追加予算をお願いしたり、一定納得しながら回していた。ところが今は包括が優先順位をつけて、市に伺いを立てて、いつまでもやってくれないとなると不満が上がってくる。学校の優先順位を大事にすべきだ。

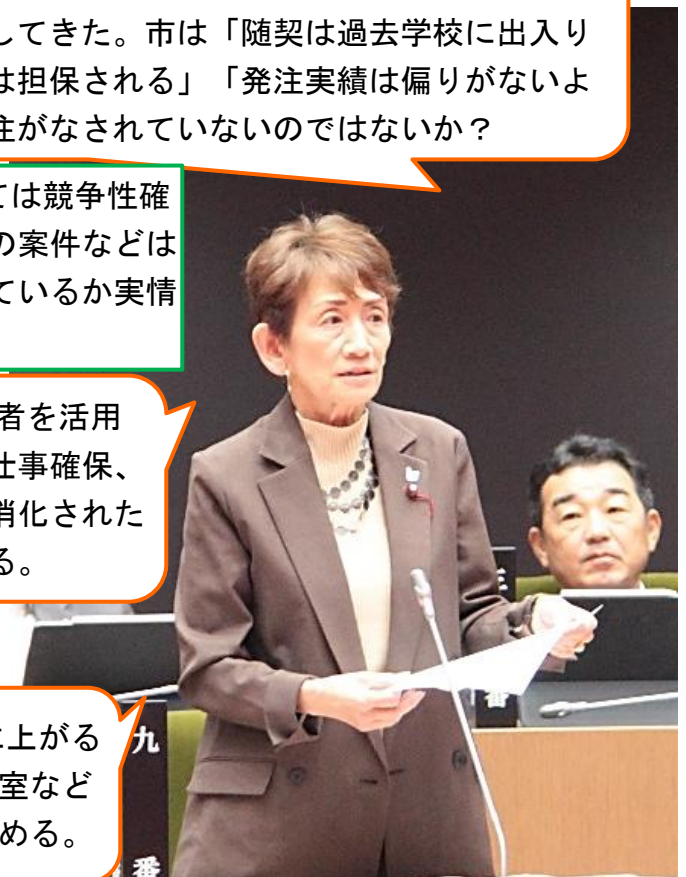
池田 Q18：包括管理業務委託の導入で、地域の学校のために頑張ってきた地元業者の活用が減るのではないかと心配して何度も質問してきた。市は「随契は過去学校に出入りしていた業者を指名するので地元業者の活用は担保される」「発注実績は偏りが無いよう監視する」と言っていたが、地元業者に発注がなされていないのではないかと？

財務部長 A18：一定額をこえるものについては競争性確保のために見積もりを取っているが、緊急の案件などは地元業者が一番効果的だ。受注機会が減っているか実情を踏まえて検討していく。

池田 19：地域のために頑張ってきた地元業者を活用することが学校のためになるし、建設業の仕事確保、後継者育成にもつながる。修繕予算が半分消化されたところだが、地元業者の積極的活用を求める。

3②特別教室への空調設備整備

池田 20：体育館へのエアコンの設置が話題に上がるが、小学校の図工室、中学校の技術室や被服室など特別教室へのエアコン設置も進めることを求める。





4. 被爆体験者問題の 根本的解決について

池田 Q21：今年の平和祈念式典後の首相と被爆者団体との面会で、被爆体験者も参加はできたが、一言の発言機会も与えられなかったのはあんまりだ。5分でいいから訴えさせてほしいという被爆体験者の願いをなぜ受け入れなかったのか。

原対部長 A21：厚労省に対し市長も要望した。被爆体験者団体の代表参加は認められたが、首相の日程が厳しく発言機会を設けることはできなかった。

池田 Q22：長崎市主催の会議なのになぜ「要望」になるのか。今回の面会の主訴は被爆体験者問題の解決だった。当事者に発言させるのは当たり前だ。水俣の「マイク切り事件」より問題だ。発言の機会がないと知らされた体験者は、首相あての手紙を書きたいと市に言ったが、それも禁じられたと聞く。だれが決めたのか。

原対部長 A22：厚労省に確認をし不規則な行動は慎むよう言われた。

池田 23：厚労省の言いなりではないか。被爆体験者に寄り添うのではなかったのか。市は要望以外何をしているのか。体験者は命を削りながら今も裁判を続けている。市が控訴したからだ。その控訴審も10月に結審する。今年度中に判決が出ると思う。しかし判決がなければ何もできないのか。それともまた上告するつもりか。被爆80年、苦しみ続けた被爆体験者を行政主導で解決すべきだ。



朝夕は過ごしやすくなりましたが、季節の変わり目です。どうぞご自愛ください。

市民クラブ 池田章子

2025年10月